

12月14日(日)は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

問い合わせ 選挙管理委員会 内線3217

第47回衆議院議員総選挙と第23回最高裁判所裁判官国民審査が12月2日(火)公示、14日(日)投票の日程で行われます。

この選挙は、今後の国政の方向を決定する上で大変重要な意義を持つています。皆さん、忘れずに投票しましょう。

投票時間と投票所

投票時間 午前7時～午後7時
※平川集落センターと根利集会所は午後6時まで
投票所 市内35カ所
※第5投票所は沼田高等学校第二体育館から同校五常館一階食堂に変更となります

投票できる人

日本国籍を有し、次の要件を全て満たす人。
▼平成6年12月15日以前に生まれた人
▼今年9月1日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人

住所を移した人

▼選挙人名簿登録されている人
※今年9月2日以降に転入の届け出をした人は、まだ、本市の選挙人名簿に登録されていません。転入前の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

市内で住所を移した人

今年11月26日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。
▼転出した人
今年9月2日以降に他市町村に転出の届け出をした人は、転出前に本市の選挙人名簿に登録されていたれば、本市で投票できます。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

市役所市民ホール

12月3日(水)から13日(土)までの午前8時30分～午後8時
※最高裁判所裁判官国民審査は7日(日)から投票できます

白沢町・利根町振興局ロビー

12月8日(月)から13日(土)までの午前8時30分～午後8時

不在者投票

他市町村に滞在している人
投票する資格があつて他の市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した施設(市内では沼田病院、利根中央病院、内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、大誠苑、恵寿の園、介護老人保健施設とね、愛宕老人ホーム、花の苑、ゆうハイムくやはら、特別養護老人ホームくやはら、沼田警察署)に入院、または入所してい

投票所一覧

投票区名	投票場所	区域
第1投票区	沼田市立沼田小学校屋内運動場	東倉内町、西倉内町、柳町
第2投票区	高橋場町住民センター	高橋場町
第3投票区	東原新町会館	桜町、東原新町
第4投票区	上原町区民館	上原町
第5投票区	群馬県立沼田高等学校五常館1階食堂	材木町、西原新町、上之町
第6投票区	坊新田町公民館	馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町
第7投票区	下町住民センター	榛名町、清水町、薄根町
第8投票区	沼田市立升形小学校屋内運動場	戸鹿野町、新町、栄町
第9投票区	沼田市利南公民館	沼須町、上沼須町
第10投票区	沼田市立利南東小学校屋内運動場	下久屋町(1地区・2地区)、上久屋町
第11投票区	沼田市水道会館	下久屋町(3地区・4地区・5地区)、久屋原町
第12投票区	横塚町公民館	横塚町
第13投票区	沼田市池田公民館	中発知町、発知新田町、下発知町
第14投票区	佐山町南部生活改善センター	佐山町
第15投票区	上発知町生活改善センター	上発知町
第16投票区	岡谷町生活改善センター	岡谷町
第17投票区	奈良町農事研修所	奈良町、秋塚町
第18投票区	沼田市薄根公民館	下沼田町、善性寺町、町田町
第19投票区	堀廻町構造改善センター	宇楚井町、原町、堀廻町、大釜町
第20投票区	石墨町多目的集会所	石墨町、戸神町
第21投票区	硯田町公民館	白岩町、硯田町
第22投票区	沼田市外二箇村組合衛生センター	恩田町、井土上町
第23投票区	上川田町住民センター	上川田町
第24投票区	沼田市川田公民館	下川田町、篠尾町、今井町
第25投票区	屋形原町農村婦人の家	屋形原町
第26投票区	旧沼田市立川田小学校岩本分校	岩本町
第27投票区	沼田市白沢創作館	高平(塩水の一部を除く)、生枝、平井(堰巾・前大反・後大反)、上古語父(道祖神の一部)
第28投票区	尾合集会所	岩室、尾合、平出(堰巾・前大反・後大反・狐塚・高岩を除く)
第29投票区	上古語父集会所	上古語父(道祖神の一部を除く)、下古語父、高平(塩水の一部)、平出(狐塚・高岩)
第30投票区	沼田市利根町振興局	追貝、大楊、高戸谷
第31投票区	平川集落センター	千鳥、平川
第32投票区	大原集会所	老神、穴原(島古井)、大原、園原
第33投票区	南郷集会所	穴原(島古井を除く)、柿平、小松、日向南郷、日影南郷、青木、砂川(八軒家を除く)
第34投票区	根利集会所	根利
第35投票区	多那地区コミュニティセンター	輪組、多那、石戸新田、二本松、砂川(八軒家)

選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで各世帯に配布予定です

有権者

有権者はウェブサイト(ホー

インターネットを利用した選挙運動

新聞未購読者には、各町区長宅や下川田町・南郷地区委員宅、市役所や白沢・利根町振興局などの市関係施設、沼田郵便局、沼田駅に設置しますのでご覧ください。希望者には郵送しますので、選挙管理委員会へ。

ムページやブログ、ツイッター、フェイスブック、動画共有サービス、動画中継サイトなどを利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

開票

開票は、投票日の午後8時15分から沼田小学校屋内運動場で行います。投票状況と開票結果は市ホームページに随時掲載します。

投票所入場券

世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

代理投票と点字投票

▼選挙人名簿登録されている人
※今年9月2日以降に転入の届け出をした人は、まだ、本市の選挙人名簿に登録されていません。転入前の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票の対象者

体が不自由で投票所に行けない人のうち、自ら投票の記載ができる人は郵便等による不在者投票ができます。対象者は下表のとおりです。※事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付が必要です

障害名	障害の程度			障害名	特別項症	障害の程度			要介護状態区分
	1級	2級	3級			第1項症	第2項症	第3項症	
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	要介護5
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	△	○	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	
免疫、肝臓の障害	○	○	○						

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる人で、かつ自ら投票の記載をすることができないと定められた次のような障害のある人(○印の該当者)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。

障害名	障害の程度		障害名	障害の程度	
	1級	2級		特別項症	第1項症
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	両下肢、体幹の障害	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	△	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○
免疫、肝臓の障害	○	○			

上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理記載制度によっても郵便等による投票を行うことはできません。

大事な投票、忘れずに!



投票箱

沼田市